

綾瀬市総合計画外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 綾瀬市総合計画（以下「総合計画」という。）の進捗状況に関し、市民等の外部の視点から評価を行うことにより、評価の客観性及び透明性を確保するとともに、総合計画の効果的かつ効率的な進捗を図ることを目的として、綾瀬市総合計画外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合計画の進捗管理にかかる外部評価に関すること及びその他総合計画に関し市長が必要と認めた事項を所掌する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、委員会の運営上、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合計画事務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。